次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　保険等の業務を行う事務所の所在地	三　保険等の業務を行う事務所の所在地
イ　（略）	イ　（略）
ロ　宮城県仙台市宮城野区宮千代三丁目一番二号	ロ　宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六番一号
ハ　（略）	ハ　（略）
四　（略）	四　（略）

附　則

この告示は、平成二十九年八月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第八百四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福島県伊達郡国見町大字貝田字姥神九番一七から同県伊達郡国見町大字貝田字石原二一番一まで	前	最大　一八九 最小　六〇	四一五
	後	最大　二〇一 最小　六〇	

○国土交通省告示第八百五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福島県双葉郡大熊町大字野上字諏訪二一六番一から同県双葉郡大熊町大字下野上字北向三三一番二まで	前	最大　六三 最小　二五	六八八
	後	最大　六七 最小　二六	

○国土交通省告示第八百六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
神戸市北区八多町上小名田字坂ノ裾二三一五番三から同市北区八多町上小名田字奥谷一三三七番二まで	前	最大　五〇七 最小　三四	四七
	後	最大　四九九 最小　三四八	

○防衛省告示第百六十号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十九年八月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺**塚**地先）	平成二十九年五月二十五日から同年八月三十一日まで	平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	平成二十九年七月十六日から同年九月二十五日まで	平成二十九年九月二十六日から同年十二月二十五日まで
（平成二十九年防衛省告示第百三十七号）		

○防衛省告示第百六十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十九年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線及び(ｱ)の点と(ｶ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｲ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｳ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ｴ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(ｵ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(ｶ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。